

第4補給処公示第 90 号
令和 6 年 6 月 18 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処
調達部長 畑中 誠

令和6年度火器・弾薬等、整備器材・部品等（輸入品）の契約希望者
募集要領（役務）

令和6年度火器・弾薬等、整備器材・部品等（輸入品）の役務請負契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

記

1 調達品等の概要
別表のとおり。

2 募集に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募及び契約締結時に有効な資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「A, B, C, D」等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 外国役務業者発行の見積資料並びに販売代理権に係る資料を提出する。ただし、外国役務業者発行の見積資料が存在しない場合は、外国役務業者発行の見積資料が存在しないことの理由書及び契約希望者による見積資料の内容の妥当性を当該外国役務業者が証明した資料（代替資料）を提出する。

なお、見積資料には、金額及び修理期間並びに見積有効期限を、また、必要がある場合にはその他の参考事項を記載すること。

- (4) 輸出入許可の手續がとれる者であること。
- (5) 第4補給処が定めた役務請負一般契約条項、国外修理に関する特約条項及び輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。
- (6) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- (9) 秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書を保管できる場所を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者であること。(特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。)

3 応募方法

- (1) 応募する者は、第4補給処が定めた入札及び契約心得（以下「入札及び契約心得」という。）を承諾の上、別紙様式第1の「契約希望申請書」（以下「申請書」という。）及び次の項目を証明する具体的資料（以下「審査資料」という。）を提出しなければならない。

ア 競争参加資格に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写

イ 外国役務業者発行の見積資料の写し又は代替資料（別紙様式第2）並びに販売代理権に係る資料

- (2) 申請書及び審査資料（以下「提出資料」という。）は、提出期限までに提出先に1部を持参又は郵送するものとする。
- (3) 提出期限 第1項「調達品等の概要」（別表）のとおり。
- (4) 提出時間 第1項「調達品等の概要」（別表）に指定のない限り

08:15～12:00

13:00～17:00

ただし、土、日曜日及び祝休日を除く。

(5) 提出先 〒350-1394

埼玉県狭山市稲荷山2-3

航空自衛隊第4補給処調達部輸入課契約班

TEL 04-2953-6131 (内線4288)

4 仕様書等の閲覧時期、閲覧場所

- (1) 閲覧期限 第1項「調達品等の概要」(別表)のとおり。
- (2) 閲覧時間 前項第4号に同じ。
- (3) 閲覧場所 前項第5号に同じ。

5 提出資料の審査

- (1) 提出資料の提出者は、第4補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 提出資料により、契約の円滑な履行能力について審査する。

6 審査結果の通知

審査の結果、契約の円滑な履行能力があるとされた者については、指名候補者名簿に登載するとともに、その旨を公募審査結果通知書(以下「登載通知」という。)により通知する。その他の者については、非登載通知を行う。

なお、登載通知後においても、提出資料の内容に虚偽の記載等が認められた場合は、登載通知を取り消す。

7 指名候補者名簿に登載されなかった者に対する理由の説明

- (1) 指名候補者名簿に登載されなかった者は、分任支出負担行為担当官に対して登載されなかった理由(以下「非登載理由等」という。)について、非登載通知を受け取ってから5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出時間 第3項第4号に同じ。

イ 提出先 第3項第5号に同じ。

ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、非登載理由等について説明を求められたときは、書面を受け取った翌日から起算して、5日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 疑義の申立て

- (1) 前項第2号の説明に疑義のある者は、非登載理由等に係る書面を受け取ってから7日（休日を含まない。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して疑義の申立てを行うことができる。

ア 提出時間 第3項第4号に同じ。

イ 提出先 第3項第5号に同じ。

ウ その他 書面は、持参又は郵送するものとする。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義の申立てをされたときには、書面を受け取った翌日から起算して、7日（休日を含まない。）以内に疑義の申立てをした者に対して書面により回答する。

9 審査資料の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目を審査中断とし、結果通知は行わない。また、第4補給処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 第5項第1号に反した者は、当該品目の非登載通知を行う。
- (3) 提出資料の作成、提出及び説明に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 提出期間を過ぎてからの提出資料の差替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。

10 応募者の義務等

- (1) 指名候補者名簿の登録者が複数の場合には指名競争への参加、一者の場合には商議に応じるものとする。
- (2) 指名競争の通知を受けた場合には、入札及び契約心得を承諾の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
- (3) 応募者は、官が交付した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報に

ついて、第三者に開示・漏えいしてはならない。

- (4) 前各号の義務に違反した応募者は、第4補給処における応募を一定期間制限することがある。
- (5) 官が必要と認めた場合には、応募者が提出した第3項第1号イに掲げる外国製造業者発行の見積資料の写しの信頼性を確保するために、見積資料の写しの発行者に問い合わせることを了承するものとする。また、官の要請があった場合には、その要請に協力しなければならない。
- (6) 応募者は、登載通知後に大きな義務違反があった場合、不正な行為が認められた場合、又は提出資料の内容に虚偽の記載等が認められた場合は、登載通知を取り消すことがある。また、指名競争相手方及び随意契約相手方として適正と認められない場合は、指名競争契約又は随意契約の通知を行わない。
- (7) 契約することを希望しなくなった場合は抹消請求を、著しい経営状況の悪化等が発生した場合は、速やかに官に通知すること。
- (8) 官が必要と認めた場合には、応募者が提出した第3項第1号イに掲げる外国役務業者発行の見積資料の写し又は代替資料の信頼性を確保するために、見積資料の写し又は代替資料の発行者に問い合わせることを了承するものとする。

なお、官の要請があった場合には、その要請に協力しなければならない。

- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

別紙様式第 1

契 約 希 望 申 請 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第 4 補給処
調達部長 ○○○○ 殿

住 所
会 社 名
代表者名

当社は、第 4 補給処公示第 号（令和 年 月 日）に基づく

No. :

品名 :

について受注態勢が整っていますので、同公示の記載内容を承諾の上、契約相手方に指名されることを希望します。

- 添付書類： 1 資格要件証明書（付紙）
2 競争参加資格に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
3 外国役務業者発行の見積資料の写し又は代替資料並びに販売代理権に係る資料
4 その他必要があればその証明書類等

付紙

資格要件証明書

会社名：

No	資格要件	証明又は提出資料	確認
1	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。		
2	応募及び契約締結時に有効な資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「A, B, C, D」等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。		
3	外国役務業者発行の見積資料の写し並びに販売代理権に係る資料を提出する。ただし、外国役務業者発行の見積資料が存在しない場合は、外国役務業者発行の見積資料が存在しないことの理由書及び契約希望者による見積資料の内容の妥当性を当該外国役務業者が証明した資料（代替資料）を提出する。		
4	輸出入許可の手続がとれる者であること。		
5	第4補給処が定めた役務請負一般契約条項、国外修理に関する特約条項及び輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。		
6	防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。		
7	No6により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。		
8	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。		
9	秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書を保管できる場所を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者であること。（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）		

別紙様式第2

外国役務業者発行の見積資料が存在しないことの理由書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処
調達部長 ○○○○ 殿

住 所
会 社 名
代表者名

当社は、第4補給処公示第 号（令和 年 月 日）に基づく

No. :

品名 :

について、下記理由により外国役務業者発行の見積資料が存在しません。したがって、当該外国役務業者発行の見積資料の代替資料として、別添資料を提出します。

記

理由：

- 添付書類：1 当社による見積資料
2 上記見積資料の内容の妥当性を当該外国役務業者により証明した資料
3 その他必要があればその証明書類等